

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定に基づき、特定事業として選定し、令和 6 年 8 月 1 6 日付で公表した「鳥取県営住宅上栗島団地建替整備事業」について、特定事業の選定を取り消したので、公表する。

令和 7 年 7 月 1 7 日

鳥取県知事 平井 伸治